

## 第3章 監 査

### ○厚木愛甲環境施設組合監査委員条例

(平成16年6月28日)  
条 例 第 18 号

(目的)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の規定に基づき、監査委員について必要な事項を定める。

(監査委員の定数)

**第2条** 厚木愛甲環境施設組合の監査委員の定数は、2人とする。

2 監査委員は、非常勤とする。

(その他の事項)

**第3条** この条例に定めるもののほか、職務の執行につき必要な事項は、監査委員が協議してこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。